株式会社 東洋 TEL: 075-501-6616

給与システム 平成 27 年版(Ver.H27.30)のリリースの予定

給与システム 社会保険改正対応版 (Ver.H27.30) のシステムの対応予定についてご連絡いたします。 法定調書顧問については、機能改善版 (Ver.H27.21) としてダウンロードご提供予定です。 なお、当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承願います。

- 1. 発行プログラム
- 2. システムの対応内容

1. 発行プログラム

次のプログラムの発行を予定しています。

1-1.発行プログラム

システム名	発行プログラム	
InterKX 給与計算・法定調書		
給与応援 Super スタンドアローン版	V 1107 20	
給与応援 Super ネットワーク版	Ver.H27.30	
給与応援 Lite		
法定調書顧問	Ver.H27.21	

1-2.バージョンアップ対象

システム名	バージョンアップの対象
InterKX 給与計算・法定調書	Ver.H26.10、Ver.H26.10a、Ver.H26.20
給与応援 Super スタンドアローン版	Ver.H26.10.e1、Ver.H26.10.e2
給与応援 Super ネットワーク版	Ver.H26.10a.e1、Ver.H26.10a.e2
_	Ver.H26.20.e1、Ver.H26.20.e2
	Ver.H27.10、Ver.H27.20
	Ver.H27.10.e1、Ver.H27.10.e2
	Ver.H27.20.e1、Ver.H27.20.e2
給与応援 Lite	Ver.H26.10、Ver.H26.10a、Ver.H26.20
	Ver.H27.10、Ver.H27.20
	Ver.H26.10、Ver.H26.10a、Ver.H26.11
	Ver.H26.10.e1、Ver.H26.10a.e1
法定調書顧問	Ver.H26.11.e1
	Ver.H27.10、Ver.H27.20
	Ver.H27.10.e1、Ver.H27.20.e1

[※]法定調書顧問 Ver.H27.21 はマイページ・タビスランドの公開のみの対応です。

1-3.リリース時期

■送品開始日(予定)

InterKX 給与計算・法定調書: 2016 年 4 月 11 日 (月)給与応援 Super: 2016 年 4 月 12 日 (火)給与応援 Lite: 2016 年 4 月 15 日 (金)

■InterKX インターネットダウンロード(ダウンロードマネージャー)の公開(予定)

InterKX 給与計算・法定調書 : 2016 年 3 月 22 日 (火) 9:00

■マイページのダウンロード公開(予定)

InterKX 給与計算・法定調書: 2016 年 3 月 22 日 (火) 9:00給与応援 Super: 2016 年 3 月 22 日 (火) 9:00給与応援 Lite: 2016 年 3 月 22 日 (火) 9:00法定調書顧問: 2016 年 3 月 22 日 (火) 9:00

※保守契約にご加入で、改版納入方法をダウンロード選択された後に改版手配されたお客様は、「エプソン会計システム マイページ」よりダウンロードが可能です。

■タビスランドのダウンロード公開

弊社が提供するWebサイト「タビスランド」のダウンロードページにて、法定調書顧問Ver.H27.21を公開いたします。

法定調書顧問は保守加入ユーザー様への CD-ROM 送付は行いません。ダウンロードのみとなります。

法定調書顧問 Ver.H27.21			
提供期間	2016年3月22日(火)9:00		
	http://www.tabisland.ne.jp/support/Download.nsf/FMList		
URL	弊社ホームページ「タビスランド」(http://www.tabisland.ne.jp/)から		
	「サポート(Q&A·ダウンロード)」→「応援シリーズ」		
注意点	Ver.H27.20 のプロダクト ID でご使用いただけます。		

■期限付きプロダクトID

Ver.H27.30 用の 2 週間限定プロダクト ID をご連絡します。

給与応援 Super スタンドアローン版 : 875187-083542-320957-527329 給与応援 Lite : 856185-183352-301955-627139

1-4.電子申告プログラムについて

バージョンアップ前に電子申告システムをご利用の場合は、Ver.H27.30.e2 (法定調書顧問は Ver.H27.21.e1) のまま、引き続き 電子申告をご利用いただけます。

2. システムの対応内容

2-1.社会保険改正の概要

■ 健康保険:標準報酬月額の上限範囲拡大

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部が改正されたことにより、健康保険の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限額が、121万円から139万円に引き上げられました。なお、厚生年金は改正がないため従来のままとなります。

この改正は、平成28年4月分(5月納付分)から適用されます。

標準報酬月額が3等級追加されます。

毎月の保険料を計算するもととなる標準報酬月額が 3 等級追加され、47 等級 121 万円から 50 等級 139 万円の上限になります。

【健康保険の標準報酬月額等級】

改定前		改定後			
等級	標準報酬月額	報酬月額	等級	標準報酬月額	報酬月額
•••			•••		
46	1,150,000 円	1,115,000 円以上~ 1,175,000 円未満	46	1,150,000 円	1,115,000 円以上~ 1,175,000 円未満
47	1,210,000 円	1,175,000 円以上	47	1,210,000 円	1,175,000 円以上~ 1, <mark>2</mark> 35,000 円未満
			48	1,270,000 円	1,235,000 円以上~ 1,295,000 円未満
			49	1,330,000 円	1,295,000 円以上~ 1,355,000 円未満
			50	1,390,000 円	1,355,000 円以上

・標準賞与額の上限額が引き上げられます。 これまで上限額は、年度累計で540万円でしたが、573万円に引き上げられます。

【標準賞与額上限】

改正前	改正後	
540 万円	573 万円	

2-2.社会保険改正によるシステムの対応内容(法定調書顧問除く)

- ・給与の処理月「5月」(社会保険の徴収が「当月分(特別)」または支払日の特別処理が「翌月日付(特別)」の場合は処理月「4月」)以降、会社選択時にメッセージを表示し、当該従業員の健康保険料等を更新し、システム内部の健康保険の料額表を新料額表に切り替えるよう対応します。(平成28年分データのみ)
- ・平成 28 年分の会社データについては、4 月以降、賞与の健康保険料計算時、標準賞与額の 累計額を 573 万円を上限とした標準賞与額で、健康保険料・(内) 特定保険料・介護保険 料を計算するよう対応します。(1 月~3 月は従来の 540 万円で計算します。)

2-3.その他システムの変更点

■ 要望対応

[退職] タブの(所)給与所得の源泉徴収票/退職者用(給与応援 Lite は [年末調整]タブの給与所得の源泉徴収票退職者用)を、年末調整の使用方法で「年末調整のみ使用」を選択している場合も処理できるよう対応します。(出力対象:年末調整しない退職者、平成28年データのみ)※法定調書顧問は[退職]タブに [(所)給与所得の源泉徴収票/退職者用]ボタンを追加します。

■ 障害対応(給与応援 Lite 除く)

法定調書合計表の印刷条件設定画面に「個人番号の印刷」の選択を追加します。 (平成 28 年以降のデータ、基本情報の法人(個人)番号が12 桁の場合のみ)

以上